

### 3. 行 財 政 改 革

# 1 法人実効税率の引下げに係る国の責任による対応及び代替財源の確保

(提案要求先 総務省・財務省)  
(都所管局 財務局・総務局・主税局)

今後、更に法人実効税率を引き下げる場合には、国の責任において行うこととし、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないようにすること。

## <現状・課題>

平成28年度税制改正において、成長志向の法人税改革の一環として、平成30年4月1日から、法人実効税率が29.74パーセントまで引き下げられたが、引下げと併せて課税ベースの拡大などが行われ、代替財源の確保が図られた。

そもそも、地方法人課税は、産業振興、雇用対策、警察・消防のほか社会資本の整備など、企業の生産活動を支える公共サービスに必要な財源を賄うため、法人に応分の負担を求めるものであり、地方の重要な基幹税として不可欠なものである。

特に、税収に占める法人二税の割合が高く、地方交付税による財源保障を受けることができない都は、代替財源を伴わない税率引下げにより大きな影響を受けることとなりかねない。

これらを踏まえれば、今後、更なる実効税率の引下げを行う場合には、その対応は国の責任において行われるべきであり、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないよう、確実に代替財源を確保すべきである。

## <具体的要求内容>

今後、更に法人実効税率を引き下げる場合には、国の責任において行うこととし、税率引下げによる地方自治体の減収については、代替財源を確実に確保し、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないようにすること。

## 2 都区財政調整の財源に係る過誤納還付金の取扱いの見直し

(提案要求先 総務省)  
(都所管局 総務局・財務局)

都区財政調整制度における特別区財政調整交付金について、調整税の収入額から過誤納還付金を控除した額を交付金の原資とするよう、法令の規定を整備すること。

### <現状・課題>

都区財政調整制度において、都が特別区に交付する特別区財政調整交付金の原資は、地方自治法・同法施行令により、調整税（都が徴収する市町村民税法人分、固定資産税、特別土地保有税）等の収入額の一定割合とされている。

一方、調整税に係る過誤納還付金は、都の歳出予算として経理されるため、その影響額が交付金の算定上反映されていない。

また、還付金額が多額に上っており、都財政に深刻な影響を与えているものである。

### <具体的要求内容>

特別区財政調整交付金の原資については、実態に見合ったものとなるよう、調整税の収入額から過誤納還付金を控除した額を交付金の原資とするように規定の整備を行うこと。

参 考

【調整税に係る過誤納還付金の推移】

年度	過誤納還付額	うち特別区の配分割合
		に相当する額
16年度	290億円	151億円
17年度	231億円	120億円
18年度	175億円	91億円
19年度	219億円	120億円
20年度	356億円	196億円
21年度	759億円	418億円
22年度	228億円	125億円
23年度	211億円	116億円
24年度	216億円	119億円
25年度	163億円	90億円
26年度	162億円	89億円
27年度	184億円	101億円
28年度	122億円	67億円
29年度	227億円	125億円
30年度	151億円	83億円
元年度	164億円	90億円
2年度見込み	235億円	129億円

※ 特別区の配分割合：12～18年度…52%、19～元年度…55%  
令和2年度以降…55.1%

### 3 社会保障の充実など制度創設及び見直しに伴う 国の責任による確実な財源の確保等

(提案要求先 総務省・財務省)  
(都所管局 財務局)

- (1) 社会保障の充実に要する経費については、地方交付税による措置ではなく、国の責任において全ての自治体に対し確実に財源を確保すること。
- (2) 国策による制度の創設や見直しにより、費用や減収が生じる場合には、国の責任において確実に財源を確保すること。
- (3) 具体的な制度設計等に当たっては、地方の意見を十分に踏まえたものにするため、国から地方に対して協議を行うこと。
- (4) 地方に対して、既存事業との関係等を明確に示すとともに、早期の情報提供を行うこと。

#### <現状・課題>

社会保障・税一体改革については、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」が成立し、消費税率及び地方消費税率の引上げによる増収増分は、子ども・子育て支援や医療・介護の充実に向けた施策の実施など、社会保障の充実・安定化に充てるとされた。また、平成29年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において、人づくり革命に係る施策についても税率引上げによる財源を活用することとされた。

同改革による社会保障の充実に要する地方自治体の財源については、税率引上げによる増収分に加えて、地方交付税による財源保障が行われているが、交付税不交付団体では、社会保障の充実に必要な財源を、自主財源から捻出しなければならない。その結果、社会保障の充実に係る財源は消費税の引上げと社会保障給付の重点化・効率化によって確保するという一体改革の意義が希薄化している。

さらに、引上げと同時に導入された軽減税率制度による減収分についても、財源が確実に確保されない場合、地方の社会保障財源に影響を与えることになる。

本来、社会保障のようにあまねく国民が受けるべき施策において、国が新たな制度を創設し施策を実施していく際に生じる地方の財政負担については、国の責任で財源を確保すべきであり、財源保障の対象とならない自治体が存在する制度設計は問題がある。

今後、高齢者人口の増加に伴う社会保障需要の増加が見込まれるほか、人口構造の変化に対応した、よりきめ細かな行政サービスの提供も重要となっている。

このような状況を踏まえ、今後の社会保障に係る費用負担の増加や更なる充実に要する財源については、地方へ負担を転嫁することなく、国の責任において、全ての自治体に対し確実に財源を確保すべきである。

その他の施策についても、国策による制度創設や見直しを行う場合は、国は、早期にその在り方を示すとともに、確実に財源を確保すべきである。

#### <具体的要求内容>

- (1) 社会保障の充実に要する地方財源については、将来の負担増を見据え、地方交付税による措置ではなく、国の責任において、全ての自治体に対し確実に財源を確保すること。
- (2) 国策による制度の創設や見直しにより、費用や減収が生じる場合には、国の責任において確実に財源を確保すること。  
自治体に対する財源措置に当たっては、全ての自治体へ確実に財源を補填する必要があることから、地方交付税による措置ではなく、実際の必要額に応じた税源移譲や交付金等の創設により財源を措置すること。
- (3) 具体的な制度設計等に当たっては、地方の意見を十分に踏まえたものにするため、国から地方に対して協議を行うこと。
- (4) 地方に対して、既存事業との関係等を明確に示すとともに、早期の情報提供を行うこと。

## 4 財政上の不合理な措置の是正

(提案要求先 総務省・財務省)  
(都所管局 財務局・主税局)

現在都が受けている、極めて不合理な措置について、地方税財政制度の抜本的見直しを待つまでもなく、速やかに是正すること。

### <現状・課題>

- (1) 地方揮発油譲与税の譲与制限等、地方交付税の不交付を理由とする財源調整等の措置を受けている。
- (2) 大公使館、領事館の用に供する固定資産等で派遣国の所有に係るものについては、固定資産税及び都市計画税が非課税とされ、地方自治体はその分の税収減を余儀なくされている。

### <具体的要求内容>

- (1) 地方交付税の不交付を理由とする財源調整等を廃止すること。
  - ① 地方揮発油譲与税の譲与制限
  - ② 特別法人事業譲与税の譲与制限
  - ③ 国庫補助金における財政力に応じた調整措置
- (2) 大公使館、領事館等に対する非課税措置により減収となっている固定資産税、都市計画税相当分を補填すること。

参 考

(1) 財源調整

① 財源調整の内容

地方揮発油譲与税 (地方道路譲与税)	不交付団体に対しては、①前年度交付税算定上の財源超過額の2/10、又は②交付団体方式で算定した額の2/3、のいずれか少ない方の額が控除されている。 現在、都は②による譲与制限を受けている。
特別法人事業譲与税	不交付団体に対しては、基準特別法人事業譲与税額(特別法人事業譲与税の総額に相当する額を各都道府県の人口で按分した額)の75/100(財源超過額を上限)が控除される。
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	不交付団体に対しては、交付団体方式で算定した額の7/10が控除されている。
そ の 他	都が不交付団体であること等を理由として、補助率に財政力指数の逆数を乗じるなど、補助率の割り落とし等が行われている。

※ 平成21年度から、地方道路税は地方揮発油税に、地方道路譲与税は地方揮発油譲与税に名称が変更された。ただし、平成21年度以降も地方道路税として収入された額は、地方道路譲与税として譲与される。

② 財源調整額の推移

(単位：億円)

区 分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
地方揮発油譲与税	41	42	37	39	36
地方道路譲与税	0	0	0	0	0
特別法人事業譲与税	—	—	—	1,482	1,245
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	0.6	0.6	0.7	0.8	0.8
そ の 他	0	12	9	13	10
合 計	42	55	47	1,535	1,292

※ 本表の数値は、地方交付税不交付団体であること等を理由として講じられている財源調整額である。

※ 令和元年度までは決算ベース、令和2年度及び令和3年度は当初予算ベース。

## 5 地方税収納金整理資金制度の創設

(提案要求先 総務省)  
(都所管局 財務局・総務局・主税局)

地方税収納金整理資金制度を創設すること。

### <現状・課題>

現行制度では、地方税収入は、還付金控除前の、いわばグロスの収入額が一般会計に編入されているが、これには次のような問題がある。

- ① 過誤納金等の収入を一般経費の財源としていること。
- ② 還付金を一般会計予算に計上して支出するときは、予算上の制約から迅速な還付に支障が生ずること。

一方、国では、①・②の問題に対処するため、昭和29年度に国税収納金整理資金制度を創設した。それ以降、国税収入等はいったん歳入歳出外として同整理資金に受け入れ、そこから還付金等を控除した額を一般会計又は特別会計に組み入れている。これによって、国税の還付金は、その財源が同整理資金に留保され、そこから支払われるので、歳出予算に制約されずに支払うことができるようになっている。

そこで、地方税についても、各地方団体の実状に合わせ、国税と同様の扱いができるように、地方税収納金整理資金制度を創設すべきである。

### <具体的要求内容>

地方税収入の経理の合理化と、過誤納金の還付金等の支払に関する事務処理の円滑化を図るため、国税における国税収納金整理資金制度と同様の制度を創設すること。

## 6 地方法人課税の分割基準の適正化

(提案要求先 総務省)  
(都所管局 主税局)

- (1) 大都市にとって不利益となっている分割基準の適正化を図ること。
- (2) 地方法人課税の分割基準の不合理な見直しを行わないこと。

### <現状・課題>

分割基準は、複数の地方自治体に事務所等を持つ法人について、課税標準である所得等を関係自治体間で配分するための基準である。法人が自治体から受ける行政サービスの対価として税を負担するという応益原則に基づき、法人の事業活動が行われている地域に税収が正しく帰属するよう、各自治体における事業活動の規模を適切に反映したものでなければならない。

一方で国は、法人事業税の分割基準について、これまで幾度にもわたり、社会経済情勢の変化等を名目としつつも、実質的には財政調整を目的とする都市部に不利益な改正を行っており、現在の基準は法人の事業活動の規模を適切に反映したものとなっていない。

分割基準を財政調整の手段として用いることは、行政サービスの受益と事業活動との対応関係を歪め、基準そのものに対する信頼を失わせるものであり、こうした不合理な改正を行うべきではない。

### <具体的要求内容>

- (1) 法人事業税の分割基準を、従業者数など法人の都道府県ごとの事業活動の規模を適切に反映したものとすること。
- (2) 地方自治体間の財政調整の手段として、地方法人課税の分割基準の見直しを行うなど、税制の姿を歪める不合理な改正は行わないこと。

参 考

**【不合理な法人事業税分割基準改正の推移】**

区 分	昭和37年度 改正前	昭和37年度	昭和45年度	平成元年度	平成17年度	現行
製造業	従業者数	資本金1億円 以上の法人 本社従業者数 は1/2	→	資本金1億円 以上の法人 工場従業者数 は1.5倍	本社従業者数の 1/2措置を廃止	従業者数 資本金1億円 以上の法人 工場従業者数 は1.5倍
銀行業 保険業	1/2を事務所数、 1/2を従業者数	→	資本金1億円 以上の法人 本社従業者数は 1/2	→	同上	1/2を事務所数、 1/2を従業者数
証券業	従業者数	→	同上	1/2を事務所数、 1/2を従業者数	同上	1/2を事務所数、 1/2を従業者数
サービス 産業等 ※	従業者数	→	同上	→	1/2を事務所数、 1/2を従業者数 本社従業者数の 1/2措置を廃止	1/2を事務所数、 1/2を従業者数

※電気・ガス供給業、倉庫業、鉄道業・軌道業を除く。

**【不合理な法人事業税分割基準の改正による都の減収額の推移】**

(単位：億円)

年 度	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
減収額	1,038	1,297	1,405	1,779	1,859	1,731	1,856	2,022	1,926	1,613

(注)令和2年度は補正後予算ベース、3年度は当初予算ベース。

## 7 社会保障・税番号制度の拡充等

(提案要求先 内閣府・文部科学省)  
(都所管局 デジタルサービス局・生活文化局)

- (1) マイナンバー制度については、国民の認知や理解が深まるよう、引き続き分かりやすい周知・広報を行うこと。
- (2) 制度の安全かつ適切な運用に当たり、対象事務の見直しや、システム及びネットワークの改修等や維持管理に要する経費については原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないよう財政措置を講じること。
- (3) 行政運営の効率化等を図るため、制度の運用に当たり、地域の実情や個別課題に応じた必要な措置を講じること。

### <現状・課題>

社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」という。）を定める行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）等の番号関連4法案が平成25年5月31日に公布され、平成28年1月からマイナンバーの利用が開始された。また、平成29年7月からの情報連携の試行運用期間を経て、同年11月からは本格運用が実施されている。

マイナンバー制度については、国民の認知や理解が深まらなければ、普及・定着が進まない。国民が適切に「マイナンバー」及び「マイナンバーカード」を取り扱えるよう、制度の概要、メリット等に加え、注意すべき事項等についても、引き続き、分かりやすい周知・広報を行う必要がある。

また、都及び都内区市町村においては、マイナンバー制度の安全かつ適切な運用のための準備を進めてきたが、セキュリティ対策の実施や、対象事務の見直しに伴う仕様変更等、大きな費用負担が生じてきた。今後も、制度の運用を進めていく中で、状況に応じたセキュリティの強化、連携する情報の見直しや制度拡大に伴う事務の追加等が継続的に生じるものと考えられる。これらに伴い、システムにおける対応作業及び改修が必要となることから、費用負担が継続的に生じる見込みである。

さらに、マイナンバー制度の導入準備を進める中で、行政の効率化等を図るために事務を移譲した法人においてマイナンバー制度を利用できない等の個別課題が生じている。

マイナンバー制度の円滑な導入や広範な普及を促進し、制度の基本理念である国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るためには、地域の実情や個別課題に応じた措置を講じる必要がある。

具体的には、授業料等の保護者負担軽減事務において、法の直接適用を受ける就学支援金はマイナンバー制度を利用することができるが、都の補助を受けて公益財団法人東京都私学財団が実施する奨学給付金及び特別奨学金は利用対象外となっており、提出書類の簡素化につながらない。

<具体的要求内容>

- (1) 国民が適切に「マイナンバー」及び「マイナンバーカード」を取り扱えるよう、その概要、メリット、安全性や信頼性等に加え、注意すべき事項等についても、引き続き、分かりやすい周知・広報を行うこと。
- (2) 制度の安全かつ適切な運用に当たり、対象事務の見直しや、システム及びネットワークの改修等や維持管理に要する経費については原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないよう財政措置を講じること。
- (3) 都における行政運営の効率化や行政サービスの向上を図るため、都の補助を受けて公益財団法人が実施する事務についてもマイナンバー制度を利用可能とするなど、制度の運用に当たり、地域の実情や個別課題に応じた必要な措置を講じること。

## 8 「ふるさと納税」制度の見直し

(提案要求先 総務省・財務省)  
(都所管局 主税局・総務局・財務局)

- (1) 「ふるさと納税」について、寄附本来の趣旨等を踏まえた見直しを行うこと。
- (2) 「ワンストップ特例」制度に伴う地方自治体の税収減分については、全ての地方自治体に財源を措置すること。

### <現状・課題>

「ふるさと納税」は、個人がふるさとやお世話になった地方自治体を応援する仕組みとして平成20年度に創設され、都道府県や市区町村に寄附をした場合、二千元を超える部分について、一定の上限まで、所得税及び住民税から全額が控除される制度となっている。

「ふるさと納税」による寄附は、地域の活性化に資する面もある一方で、より多くの寄附金を集めるために返礼品競争が続いているなど、寄附本来の趣旨を促す制度となっていない。

また、居住地ではない地方自治体への寄附により、自らが居住する地方自治体の住民税から控除を受ける「ふるさと納税」は、受益と負担という地方税の原則に照らしても適当ではない。加えて、所得に応じて控除額の上限も高くなる仕組みとなっているため、返礼品と相まって、高所得者ほど「ふるさと納税」を事実上の節税対策として活用することが可能であり、公平性の観点からも問題がある。

さらに、平成27年度税制改正で創設された「ワンストップ特例」は、国税である所得税から控除すべき税額について、居住地の地方自治体の住民税から控除する制度であり、税収減については地方交付税により補填されるが、地方交付税による減収補填を受けられない不交付団体は、本来、国が負担すべき税収減が転嫁されている問題もある。

こうした中、国は、令和元年度税制改正において、返礼品について、返礼割合3割以下の地場産品に限るなど一定の見直しを行ったが、様々な問題点は解消されていない。

### <具体的要求内容>

- (1) 「ふるさと納税」について、寄附本来の趣旨等を踏まえた見直しを行うこと。
- (2) 「ワンストップ特例」制度に伴う地方自治体の税収減分については、全ての地方自治体に財源を措置すること。

参 考

【東京都におけるふるさと納税の影響額】

(単位：人、百万円)

年度	適用者数	控除額		
			うち都民税分	うち区市町村民税分
平成28年度	270,273	26,315	10,522	15,792
平成29年度	489,131	47,580	19,021	28,559
平成30年度	641,164	64,948	25,973	38,975
令和元年度	843,968	87,288	34,906	52,382
令和2年度	843,610	85,926	34,361	51,565

(総務省「ふるさと納税(寄附)に係る寄附金税額控除の適用状況について」より)

※令和2年度は総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」より作成

(注) 寄附金控除の申告があった寄附金の集計。

(注) 控除額については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない  
 場合がある。

## 9 自治体情報セキュリティクラウドの推進

(提案要求先 総務省)  
(都所管局 デジタルサービス局)

都道府県と区市町村が協力して高度なセキュリティ対策を講じる自治体情報セキュリティクラウドの見直し時の費用負担及び後年度負担に対し、必要な財源を確実に措置すること。

### <現状・課題>

国では平成27年6月に発生した日本年金機構における個人情報流出事案を受け、同年12月に、都道府県に対し、自らの情報セキュリティ対策の充実とともに、自治体情報セキュリティクラウドの構築をはじめ、都道府県内区市町村における必要な情報セキュリティ水準の確保のための支援について要請している。

都及び区市町村はそれぞれのセキュリティポリシーに基づき対策を講じており、現状では、都が一律にセキュリティ対策を実施する権限を有していない。このような状況の中、国の要請を受け、自治体情報セキュリティクラウドを構築し、平成29年度から運用を行っている。

国は、この自治体情報セキュリティクラウドについて、更新の時期を迎えること、また、社会情勢やIT技術の進歩等に伴う新たな脅威に対応する必要があることから、令和2年8月18日に「次期自治体情報セキュリティクラウドの標準要件について」を示した。

しかしながら、国が示した標準要件については、現行システムとは異なる部分（原則クラウドサービスからの調達、新たな脅威や現行課題への対応による機能要件の追加等）が多く、更新のために必要となる経費に加え、後年度経費についても大きな負担が発生するものである。

については、これらの経費に対して、地方交付税の不交付団体や特別区を含め、全団体に対し、必要な財源を措置することが不可欠である。また、自治体情報セキュリティクラウドを適切に運用していくためには、国、都道府県及び区市町村の役割分担や権限を明確にすることが必要である。

### <具体的要求内容>

都道府県と区市町村が協力して高度なセキュリティ対策を講じる自治体情報セキュリティクラウドの見直し時の費用負担及び後年度負担に対し、国は地方交付税の不交付団体や特別区を含め、取りまとめを行う都道府県や参画する区市町村の実情に合わせた必要な財源を確実に措置するとともに、国、都道府県、区市町村の役割分担及び権限を明確に規定すること。

## 10 公務員の働き方改革に向けた勤務条件の弾力化【最重点】

(提案要求先 総務省)  
(都所管局 総務局)

多様な公務の現場において、その特質を踏まえた働き方改革を加速するため、民間企業に導入可能な「1年単位の変形労働時間制」を地方公務員にも活用できるよう、地方公務員法の改正等を行うこと。

### <現状・課題>

「働き方改革」は、国全体の最重要課題の一つであり、女性、男性、高齢者、障害や難病のある方など、誰もが活躍できる、一人ひとりのライフスタイルに応じた働き方を実現することが急務である。

そのためには、「働き方改革」の旗振り役である行政組織自体の働き方改革に率先して取り組み、民間企業も巻き込んだ大きなムーブメントにつなげていく必要がある。

一方、地方公務員の勤務条件は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）等を踏まえて条例で定めることとされているが、公務職場では、民間企業に比べて柔軟かつ多様な働き方が法令上制約されている状況にある。労働基準法（昭和22年法律第49号）では、「1年単位の変形労働時間制」が規定されているが、地方公務員には適用除外とされており、公務員の柔軟な働き方を検討する上での制約となっている。

都はこれまで、現行の法令の枠内で可能な限り、柔軟で多様な勤務時間制度について試行を重ね、平成30年4月からは「フレックスタイム制」も本格導入したが、多岐に及ぶ公務の実態や職員の働き方のニーズに応えるには、働き方の選択肢を更に拡大する必要があり、法令の枠内の手法では不十分であると認識している。

今後、「働き方改革」を更に加速していくため、地方公務員自らが、生活と仕事の両方を大切にする「ライフ・ワーク・バランス」を実現し、職員一人ひとりの力を100パーセント引き出すことが出来る仕組みを整備していく必要がある。

### <具体的要求内容>

公務員の柔軟かつ多様な働き方を実現するため、民間企業に導入可能な「1年単位の変形労働時間制」について、公務職場においても、公務運営を確保しつつ活用が可能となるよう、地方公務員法の改正等を行うこと。

## 参 考

### ○ 「1年単位の変形労働時間制」等の導入 関係法令

#### ① 労働基準法

(労働時間)

##### 第三十二条の四 (抜粋)

使用者は、… (略) …第三十二条の規定にかかわらず、その協定で第二号の対象期間として定められた期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない範囲内において、… (略) …労働させることができる。

二 対象期間 (その期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない範囲内において労働させる期間をいい、一箇月を超え一年以内の期間に限るものとする。 (略) )

#### ② 地方公務員法

(他の法律の適用除外等)

##### 第五十八条 (抜粋)

3 労働基準法第二条、… (略) …第三十二条の三から第三十二条の五まで… (略) …の規定は、職員に関して適用しない。

### ○ 「1年単位の変形労働時間制」及び「フレックスタイム制」の制度概要

#### ① 「1年単位の変形労働時間制」

1年単位の変形労働時間制は休日の増加による労働者のゆとりの創造、時間外・休日労働の減少による総労働時間の短縮を実現するため、1か月を超え、1年以内の期間を平均して1週間当たりの労働時間が40時間を超えないことを条件として業務の繁閑に応じ労働時間を配分することを認める制度

#### ② 「フレックスタイム制」

職員の正規の勤務時間を、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とした上で、公務の運営に支障がないと認められる範囲で、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることができる制度

## 1 1 L G W A N（総合行政ネットワーク）環境のセキュリティ確保

（提案要求先 総務省）  
（都所管局 デジタルサービス局）

L G W A N（総合行政ネットワーク）接続系とインターネット接続系の分割について、必要な財源を措置すること。

### <現状・課題>

国は平成27年6月に発生した日本年金機構における個人情報流失事案の発生及び社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」という。）の本格運用を踏まえ、同年12月に都道府県に対し「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」を要請しており、その中で、マイナンバー制度による情報連携に活用されるL G W A N環境のセキュリティ確保のため、L G W A N接続系とインターネット接続系を分割することを求めているが、その実施に必要な経費について、補助対象は区市町村のみとなっている。

このような状況の中で、国の要請を踏まえ、都においても、庁内ネットワークの、L G W A N接続系とインターネット接続系の分割を実施しているが、本措置に係る庁内ネットワークシステムの構築及び本システムの維持管理には従来以上に多大な負担が発生している。

については、国が求めるL G W A N接続系とインターネット接続系の分割に係る経費について、必要な財源を措置することが不可欠である。

### <具体的要求内容>

国が求めるL G W A N接続系とインターネット接続系の分割に係る経費について、都道府県に対して必要な財源の措置を講じること。

## 1 2 新型コロナウイルス感染症に伴う地方の財政運営に対する確実な支援【最重点】

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省・厚生労働省)  
(都所管局 財務局・総務局・福祉保健局)

- (1) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の更なる継続・拡充をはじめとして、全ての自治体に対し、確実かつ十分な規模の財政支援を講じること。
- (2) 財政支援に当たっては、財政力指数等を用いることなく、各自治体の行政需要を適切に反映した支援とすること。
- (3) 全ての自治体が安定的に必要な資金を確保できるよう、必要な対策を講じること。

### <現状・課題>

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を受け、都においては、不要不急の外出自粛要請や飲食店等への営業時間短縮要請、休業要請などの取組を速やかに展開するとともに、必要な財政措置などを積極的に講じ、感染拡大の防止などに取り組んでいる。

こうした地方の取組に対し、国は、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」などによる支援を講じている。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響は、国民生活だけでなく企業活動にも大きな影響を与えており、地域医療の体制強化や中小企業の資金繰り対策、「新しい生活様式」の普及・実践に向けた対応、休業・時短の要請を受けた事業者への支援など、取り組まなければならない分野は広範囲に及んでいる。さらに、変異ウイルスの確認や急速な感染拡大、重症例の増加などが見られ、クラスターの発生場所も多様化するなど、新型コロナウイルスの感染は従来とは異なる局面に入ったと考えられる。他の感染症の事例では国際機関の終息宣言までには複数年を要する事例もあることを踏まえれば、新型コロナウイルスの影響も長期化を余儀なくされることが想定される。

そのため、自治体は、医療、教育、経済などの多岐にわたる分野において、地域の実情に即した実効性の高い取組を迅速かつ継続的に実施し、感染拡大の防止と経済社会活動との両立を図っていく必要がある。

加えて、自治体は、これまで担ってきた行政活動の維持はもとより、人口減少や高齢化の更なる進展といった今後の社会構造の変化への対応や、大規模災害へ

の備え、国際社会との競争に打ち勝つための成長力の向上などにも引き続き取り組むとともに、コロナ禍で浮き彫りになった課題へ対応する必要がある、その財政需要は膨大なものとなっている。一方で、新型コロナウイルス感染症が国内経済にも大きな影響を及ぼしていることにより、地方税収入は大幅に減少する見込みであり、地方財政を取り巻く環境は一層厳しくなっている。

この難局を乗り越えるためには、各自治体が個別に対策を行うだけでは限界があり、全国共通の枠組みで都道府県一丸となって感染症対策に取り組むことが不可欠である。また、休業要請等に伴う協力金の支給は、国の基準に基づき実施されることから、国は、全面的に各自治体に対して財政支援をすべきである。加えて、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費の増加や税収減にも対応できるよう、国において、令和3年度も予備費の活用や補正予算の編成など、地方創生臨時交付金や緊急包括支援交付金の更なる継続・拡充をはじめとして、全ての自治体に対して十分かつ確実な財政支援を講じるとともに、資金確保に必要な対策を講じることで、地方の持続可能な財政運営を支援することが不可欠である。

特に東京は、全国で累計感染者数が最も多く、医療機関に対する空床確保料の補助など、医療提供体制の確保への支援が必要である。加えて、営業時間短縮要請の影響を受ける事業者数が多いことから、感染拡大防止協力金の支給規模が膨大であるなど、新型コロナウイルス感染症対策に係る都の財政需要は大きい。また、国際社会における都市の重要性が高まる中、東京は世界から人が集まり、日本各地とをつなぐ結節点として、我が国の経済活動の中心を担っている。新型コロナウイルス感染症を乗り越え、日本経済全体の復活への道筋を確かなものとするためには、首都東京での感染拡大を確実に食い止め、東京の経済をしっかりと下支えすることが極めて重要であり、財政力指数等による割落としなどを用いない、東京の実情を踏まえた支援が不可欠である。

また、大規模施設等協力金について、都道府県が独自に休業要請等の上乗せ措置を要請し、これに応じた事業者に国の仕組みに基づき協力金を支払う場合には、協力要請推進枠の国庫負担割合が6割となっているが、緊急事態措置やまん延防止等重点措置の実効性を担保するためにも、国として全面的な財政措置を行うべきである。

#### <具体的要求内容>

- (1) 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金など、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の収束とその後の感染抑止に向けた取組や、感染拡大により落ち込んだ地域経済の回復・活性化を促す取組には、息の長い施策を講じる必要があるため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の更なる継続・拡充をはじめとして、全ての自治体に対し、確実かつ十分な規模の財政支援を講じること。

また、即時対応特定経費交付金の交付要件緩和や期限撤廃など、都道府県の財政負担が生じないように国として全面的な財政措置を行うこと。

加えて、大規模施設等協力金について、都道府県が独自に休業要請等の上乗せ措置を要請し、これに応じた事業者に協力金を支払う場合にも、飲食店等に対する規模別協力金と同様のスキームにより財源を措置すること。

- (2) 財政支援に当たっては、財政力指数等による割落としなどを用いることな

く、各自治体の感染状況や地域経済への影響などに伴う行政需要を適切に反映した支援とすること。

- (3) 全ての自治体が安定的に必要な資金を確保し、持続可能な財政運営が行えるよう、各種財政制度における所要の措置も含め、必要な対策を講じること。

参 考

大規模施設等協力金の制度変更に伴う影響額(令和3年5月12日～6月20日)

区分	国庫の割合	国負担額	都負担額
制度変更前	99%	1,635億円	17億円
制度変更後	一部60%(※)	1,094億円	558億円
差引影響額		△541億円	+541億円

※ 令和3年5月12日～6月20日における休業要請の上乗せ部分は国庫負担60%

## 1 3 ベース・レジストリの整備・オープンデータの利活用の推進

(提案要求先 内閣官房)  
(都所管局 デジタルサービス局)

ベース・レジストリの整備を推進するとともに、ユーザー視点に立ち、地方公共団体や民間事業者等にとって使いやすいオープンデータとなるよう、データの標準化と利活用の推進に努めること。

### <現状・課題>

行政手続のデジタル化によるワンスオンリーやスマートシティの実現に向けては、人・法人・土地・建物・資格等、社会の基本データとなるベース・レジストリの整備が必須である。また、正確性・最新性を備えたそうした基本データが整備されなければ、データ収集やシステム間連携にコストと時間がかかり、行政手続のオンライン化のみならず新たなビジネスの立ち上げのスピードなどに大きく影響する。激化する国際競争・都市間競争に打ち勝つためにも、国による強力な整備の推進が極めて重要である。

また、国では、地方公共団体によるオープンデータの公開とその利活用を促進するため、地方公共団体が最低限公開することが望ましい（推奨）データセット及びフォーマット標準例を公開し、地方公共団体オープンデータ推進ガイドラインなどにより、地方公共団体に通知するとともに、「官民データ活用推進基本法」により、地方公共団体だけではなく民間事業者に対しても、国又は地方公共団体の官民データ活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとした。しかしながら、各地方公共団体等において公開しているオープンデータでは、住所情報等の表記が異なるもの（本来「一丁目1番地」と表記すべきものが「1丁目1番地」や「1-1」となっているものなど）があるなど、フォーマット標準等に従っていないものも多くある。このため、収集したデータを加工する必要があるなど、オープンデータの活用が十分に進んでいない。

### <具体的要求内容>

- (1) 国や地方公共団体のみならず、民間を含めたシステム間連携が円滑に進むよう、国が中心となり、行政が保有する社会基盤データ（ベース・レジストリ）の整備を強力に進めていくとともに、その普及に向けた取組を推進すること。
- (2) 行政のデジタル化のみならず、社会全体のデジタルシフトを推進していくため、オープンデータが、ユーザー視点に立ち利用しやすいものとなるよう、引き続き、(推奨)データセット及びフォーマットの標準化を推進するとともに、地方公共団体や民間事業者等による利活用の推進に努めること。

あわせて、オープンデータ化の取組がより一層推進されるよう、地方公共団体オープンデータ推進ガイドラインに関する研修会等を開催するなど、引き続き、地方公共団体職員に対する啓発支援を行うこと。

## 1 4 パブリッククラウドの利用ガイドラインの提示

(提案要求先 総務省)  
(都所管局 デジタルサービス局)

地方公共団体の情報基盤において、パブリッククラウドを効率的かつ安全に利用できるように具体的な利用ガイドライン等を提示すること。

### <現状・課題>

国は「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年1月策定)において、情報システムを整備する際には、クラウドの利用を第一候補とする「クラウド・バイ・デフォルト」の原則を掲げており、政府の情報システムにおいて、パブリッククラウドの利用に取り組んでいるが、地方公共団体に対して、具体的な利用のガイドライン等は示されていない。地方公共団体がパブリッククラウドを利用するに当たり、調達時に安全な事業者を見分ける評価手法や利用形態に合わせた柔軟な契約方法、安全な利用の在り方などが課題となっている。

### <具体的要求内容>

地方公共団体のSaaS等を含めパブリッククラウドの利用促進の観点から、地方公共団体の情報基盤において、パブリッククラウドを効率的かつ安全に利用できるように、利用に当たっての課題を解決する具体的なガイドライン等を提示すること。

## 1 5 行政手続のデジタル化に向けた財政措置等

(提案要求先 総務省)

(都所管局 デジタルサービス局・総務局・財務局・主税局)

- (1) 全国統一的なシステムの構築に当たっては、各地方公共団体の意見を十分集約し、利用しやすいシステムとすること。
- (2) 「デジタル基盤改革支援基金」による地方公共団体への財政支援に当たっては、地方交付税不交付団体も含め、必要な財源を措置すること。
- (3) 地方の先進的なデジタル化の取組について、各地方公共団体の判断で柔軟に活用できる自由度の高い交付金制度を創設すること。
- (4) 行政手続で G ビズ ID を一層活用できるよう、企業・団体等の事業所に付番する仕組みを国の責任で構築すること。

### <現状・課題>

行政手続のデジタル化に当たっては、個々の手続をオンライン化するだけでなく、一度出した情報は二度提出することを不要とする「ワンスオンリー」や、複数の手続・サービスを一つにまとめる「ワンストップ」の取組を同時に進めていく必要があり、そのためには、地方公共団体間のデータ連携の円滑化などシステム連携の強化やシステムの共同利用の推進が求められる。こうした取組は、住民サービスの向上のみならず、業務の効率化や行政保有情報の統一的なオープンデータ化にもつながるものである。

地方公共団体が共同で利用できるシステムとしては、経済産業省が提供する「補助金申請システム（J グランツ）」などがあり、今後、国においてこのような共通基盤システムを構築する場合、設計段階から地方公共団体の意見を十分に聞く機会を設けるとともに、構築後も各地方公共団体が必要に応じて追加機能を利用できるように、国費により随時システムのアップデートを行うべきである。

また、国は、昨年12月に策定した「自治体DX推進計画」において、地方公共団体の業務プロセス・情報システムの標準化に向け、住民記録、地方税、福祉など基幹系17システムに関する標準仕様を今後策定し、さらに、この標準仕様に基づく情報システムの利用を地方公共団体に義務づけるなどの地方公共団体の情報システムの標準化・共通化を実効的に推進するための法律案を、2021年通常国会に提出している。

あわせて、国は、国が整備する共通的な基盤を提供する複数のクラウドサービスの利用環境（「(仮称)Gov-Cloud」）へのシステム移行経費等について、

地方公共団体情報システム機構に「デジタル基盤改革支援基金」を設け、当該基金を通じて地方公共団体に対し、財政支援を行うこととしている。本基金による財政支援の詳細はまだ明らかにされていないが、地方公共団体ごとの取組に差が生じることがないように、地方交付税の不交付団体も含め、必要な財源を確実に措置される仕組みとするべきである。

さらに、標準化の対象として国が指定するシステム以外にも、各地域の実情を踏まえ特定圏域の地方公共団体間で先行して標準化の取組を進めることも考えられる。こうした地方公共団体による先進的なデジタル化の取組は、将来的な横展開や全国標準への採用が見込まれる点で、波及効果が大きいと言える。

新型コロナウイルス感染症対策の影響で各地方公共団体の財政がひっ迫している中、先進的なデジタル化の取組が各地域で活発になされるよう、国が積極的に後押しするべきであり、その場合の財政措置は、各地方公共団体の自主性が十分確保される形となることが望ましい。

加えて、法人に付番するIDとしては、GビズIDが設けられているが、法人の事業所ごとに付番するIDがないため、事業所単位で申請・交付等が必要な行政手続においても、法人IDを利用する必要があるため、利用者にとっては手続に手間がかかり使いにくいものとなっている。

#### < 具体的要望内容 >

- (1) 全国統一的なシステムの構築に当たっては、各地方公共団体の意見を十分集約した上で、各地方公共団体が利用しやすいシステムとするとともに、国費において随時機能の改善を行うこと。
- (2) 「デジタル基盤改革支援基金」による地方公共団体への財政支援に当たっては、地方交付税不交付団体も含め、必要な財源を確実に措置すること。
- (3) 地方独自の先進的なデジタル化の取組について、各地方公共団体の判断で柔軟に活用できる自由度の高い交付金制度を創設すること。
- (4) 行政手続でGビズIDを一層活用できるよう、企業・団体等の事業所に付番する仕組みを国の責任で構築すること。

## 1 6 税務行政におけるデジタル化推進

### 1 ICTを活用した国税・地方税間の情報連携の更なる推進

(提案要求先 総務省・国税庁)  
(都所管局 主税局)

ICTを活用した国税・地方税間の情報連携を更に推進するため、各地方自治体の状況を踏まえた上で、環境整備を行うこと。

#### <現状・課題>

地方自治体における税務事務の現場では、国や他の地方自治体との情報連携を紙媒体で行っている場面が多数あり、閲覧作業や紙媒体から税務事務システムへの入力作業など、様々な事務負担が発生している。また、事業者にとって、地方自治体ごとに異なる書式・様式による税務手続きが、大きな負担となっている。この状況を解消するためには、ICTを活用して情報連携を進めていくことが必要である。

こうした認識のもと、都では、バックオフィス連携（国、地方自治体等とのデジタル化されたデータ連携）の実現を含む2030年の税務行政の将来像を示した「主税局ビジョン2030」を策定した。

しかし、例えば、紙媒体での情報連携時に使用している各地方自治体等の様式・帳票については、項目の名称や順番などレイアウトがそれぞれ異なっており、そのままデータ形式に変換した場合、全国的に標準化されていないため、情報連携を円滑に実施することが困難である。

「経済財政運営と改革の基本方針2020」では、地方自治体の情報システムについて、国の主導的な支援の下で標準化等を進めることとされており、総務省が主体となり、「税務システム等標準化検討会」が開催されている。情報連携を推進していくためには、税務システムの標準仕様書により、様式・帳票の標準化を進めるとともに、バックオフィス連携を前提とした機能等を各地方自治体のシステムに実装する必要がある。

#### <具体的要求内容>

ICTを活用した国税・地方税間の情報連携を更に推進するため、各地方自治体の状況を踏まえた上で、法整備をはじめとした環境整備を行うこと。

## 参 考

### 地方自治体のデジタル化の推進

【「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画の変更について（令和2年7月17日閣議決定）より抜粋】

#### 第1部世界最先端デジタル国家創造宣言

##### I. 新型コロナウイルス感染拡大の阻止、デジタル強靱化社会の実現

###### 7 社会基盤の整備

###### (1) デジタル・ガバメント

（前略）事業者が地方公共団体に対して行う手続については、事業者が地方公共団体の区域をまたがる活動を行う特性を有しており、地方公共団体ごとに書式、様式等が異なることが大きな負担となっている。このため、法令所管府省は、地方公共団体ごとに異なる申請項目やデータ等の標準化を行うことを前提に、内閣官房、規制改革推進会議等と連携して、地方公共団体と事業者との手続のオンライン化を抜本的に推し進めるためのプラットフォームを国が統一的に整備することについて検討を進める。（後略）

【「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日）より抜粋】

#### 第3章「新たな日常」の実現

##### 1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備（デジタルニューディール）

###### (1) 次世代型行政サービスの強力な推進 — デジタル・ガバメントの断行

###### ③国・地方を通じたデジタル基盤の標準化の加速

国・地方を通じたデジタル基盤の統一・標準化を早急に推進するため、地方制度調査会の答申を踏まえ、法制上の措置を講じた上で、財源面を含め国が主導的な支援を行う。地方自治体の基幹系業務システムの統一・標準化について関係府省庁は内閣官房の下この1年間で集中的に取組を進める。年内に標準を設ける対象事務の特定と工程化を行う。

行政手続のオンライン化、ワンストップ・ワンスオンリー化を抜本的に進める。関係府省庁は、今般の感染症対応における各種支援策のオンラインによる申請・支給状況を点検し、原則として対面や押印の不要化、申請書類の可能な限りの縮減、法人データ連携基盤（Gビズコネクト）による情報連携等を加速する。特に、雇用調整助成金、運転免許証に係る運転可能期間の延長等について、電子申請等による手続の簡素化・迅速化の一層の促進に取り組む。建設業許可の電子申請化など関係手続のリモート化を進める。

【「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）より抜粋】

#### 4 デジタル・ガバメント実現のための基盤の整理

##### 4. 8 行政保有データのオープン化、行政データ連携の推進

##### 4. 8. 7 行政データ連携の推進

多様なサービスやデータを円滑に連携させ、高度かつ便利なサービスを実現するためには、連携データやAPIの仕様を標準化するとともに、それぞれの情報システム等で保持しているデータを常に適切な品質に維持し、相互運用性を高めることが必要である。

行政による個人や企業等の社会経済活動に必須となるサービスの提供や、統計などの社会の基礎データの収集及び提供は、社会における情報の流れの基盤として機能しているため、行政分野における標準化の取組は一層重要なものとなる。行政分野におけるサービスやデータの標準化を推進することは、行政のみならず、民間事業者等における業務の効率化やデータ活用を促進すると考えられる。また、標準化された行政データを積極的にオープンデータとして公開することは、官民を通じた幅広いデータ連携やサービスの向上にも資する。

こうした背景を踏まえ、以下の取組を進めることによって、行政サービス及び行政データ連携の標準の整備及び活用を推進する。推進に当たっては、民間との連携を行うとともに、諸外国の標準等とも整合性を確保し、国際的なデータ連携も可能とする。

なお、行政サービス及び行政データの標準への、各情報システムにおける整備、活用等の対応を進めるに当たっては、設計段階からデータ連携やオープンデータ等による活用を想定することが重要である。既に整備されている情報システムや機能について個別に標準化への対応を行う場合、改修費用の負担や、そもそものデータ収集方法の問題等によって、対応可能な範囲に限界が存在することが少なくない。情報システムの整備の機会を捉え、設計段階から適切なアーキテクチャ及びデータ構造やデータ収集・管理方法となるよう、対応を行っていく必要がある。

## 2 地方税の電子申告・電子納税の利用拡大及び利便性向上

(提案要求先 総務省)

(都所管局 主税局)

- (1) 地方税の電子申告等の利用拡大に向けた継続的な普及促進活動を行うこと。
- (2) 賦課税目における納税通知書等の電子化に向け、早期に環境整備を行うこと。また、利便性向上に向けたシステム改修経費について、必要な財源措置を全ての地方自治体に対して講じること。

### <現状・課題>

地方自治体は、社会構造の変化に対応していくため、行政のデジタル化を実現することが喫緊の課題となっており、都においても「主税局ビジョン2030」を策定し、税務手続のデジタル化を推進している。

税務手続のうち、地方税の電子申告・電子納税については、地方税共同機構が運営する「地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）」を利用して一元的に行われている。

電子申告は、納税者の利便性を向上させるとともに税務事務の効率化に寄与するものであり、都においても、平成17年8月から、順次利用可能な税目を増やしてきたが、一部の税目ではいまだに利用率が低い状況となっている。

こうした中、法人二税の電子申告については、平成30年度税制改正により、大法人の電子申告が義務化され、中小法人に対しても、規制改革推進会議の「行政手続部会取りまとめ」において電子申告利用率70%以上（将来的には100%）の数値目標が設定されるなど、普及促進活動を推進し利用拡大を図ることが求められている。

また、電子納税については、令和元年10月から、複数の地方公共団体への納税を一度の手続で可能とする地方税共通納税システムが導入された。これにより、法人事業税・法人住民税、個人住民税（給与所得・退職所得に係る特別徴収）、事業所税のキャッシュレス納税が可能となった。更に令和3年10月1日から個人住民税の利子割、配当割、株式等譲渡所得割においても、電子申告・電子納税が導入され、納税者、金融機関及び各地方自治体等の事務負担の軽減が期待される。

現在、対象税目は申告税目を中心であるが、納税者の利便性を一層高めていくためには、賦課税目にも対象を拡大していくことが重要であり、令和3年度税制改正では、地方税共通納税システムの対象税目について、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割が追加された。しかし、賦課税目では、地方自治体が税額や納期、納付場所などを記載した納税通知書等を納税者に送る必要がある。そこで、納税者の納付手続まで一貫して電子的に完結させるために

は、納税通知書等の電子化に向けた制度の整備や、e L T A X及びマイナポータルなどシステム環境の整備が不可欠である。また、電子化に伴い地方自治体の税務事務システムは大規模に改修していくこととなるため、全ての地方自治体に対して財源措置が必要となる。

<具体的要求内容>

- (1) 地方税の電子申告等の利用拡大に向けた継続的な普及促進活動を行うこと。
- (2) 賦課税目における納税通知書等の電子化に向け、早期に環境整備を行うこと。また、利便性向上に向けたシステム改修経費について、必要な財源措置を全ての地方自治体に対して講じること。

## 参 考

【地方税分野における「行政手続コスト」削減のための基本計画」（平成31年3月末改定 総務省より抜粋）】

### 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

- (1) 大法人の法人住民税・法人事業税の申告について、電子申告（e L T A X）の利用率100%

今後は、大法人の法人住民税・法人事業税のe L T A X利用率100%という目標達成に向け、地方団体の協力を得つつ、電子申告が義務化されることに加え、こうした環境整備・利便性向上に関する取組についても引き続き周知を図る。

- (2) 中小法人の法人住民税・法人事業税の申告について、電子申告（e L T A X）の利用率70%以上。なお、将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告（e L T A X）の利用率100%

中小法人の法人住民税・法人事業税のe L T A Xの利用率70%以上という目標達成に向け、こうした環境整備・利便性の向上の周知も図りながら、利用勧奨や広報・周知等、e L T A Xの普及に向けた取組を一層進める。

【都における電子申告の利用率の状況（令和元年度）】

法人二税71.6%、固定資産税(償却資産)50.6%、事業所税25.1%

【「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」（平成29年3月29日 内閣府 規制改革推進会議行政手続部会）より抜粋】

### 1 国税の数値目標も踏まえ、次の数値目標を設定する。

- ① 電子申告の義務化が実現されることを前提として、大法人の法人住民税・法人事業税の申告について、電子申告（e L T A X）の利用率100%
- ② 中小法人の法人住民税・法人事業税の申告について、電子申告（e L T A X）の利用率70%以上。なお、将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告（e L T A X）の利用率100%

【「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）より抜粋】

### 6. 個別分野の取組

#### iii) スマート公共サービス

#### ③世界で一番企業が活動しやすい国の実現

#### i) 個人、法人による手続の自動化

#### イ) 税・社会保険手続の電子化・自動化

・地方税共通納税システムの対象税目の拡大として、2021年10月より個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割に関する金融機関等の特別徴収義務者が行う申告・納税の電子化に取り組みとともに、地方団体及び経済団体等にお

ける検討の状況を踏まえつつ、納税者からの要望が多い税目への拡大について検討を継続し、システムの利用促進に向けた今後の方向性を得る。

【「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」（令和元年9月税制調査会）より抜粋】

## 第二 令和時代の税制のあり方

### 4. デジタル時代における納税環境の整備と適正・公平な課税の実現

#### (2) ICTを活用した納税者利便の向上

#### ③ 地方税務手続の電子化の推進

地方税共通納税システムの利用促進に努めるとともに、今後、当該システムの対象税目拡大等のeLTAXの機能強化や、主として個人向けの収納手段に係るICT環境の変化に対応した更なる多様化など、地方税務手続の電子化の推進について、早期に地方公共団体と情報を共有するなど、計画的な対応が重要であることにも留意しながら、引き続き、検討していくべきである。

【「令和3年度税制改正大綱」（令和2年12月21日 閣議決定）より抜粋】

## 七 納税環境整備

### 6 地方税共通納税システムの対象税目の拡大

#### (地方税)

地方公共団体の収納事務を行う地方税共同機構が電子的に処理する特定徴収金の対象税目に固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割を追加し、eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を通じて電子的に納付を行うことができるよう、所要の措置を講ずる。

### 9 その他

#### (地方税)

#### (2) eLTAXの対象となる申請等の範囲の拡充

電子情報処理組織（eLTAX）を利用して行うことができる申請等の範囲を拡充するほか所要の整備を行う。

### 3 評価額情報の活用による利便性向上

(提案要求先 総務省・法務省)  
(都所管局 主税局)

不動産の所有権移転登記等を行う際は、地方税法第422条の3の規定により市町村から法務局へ通知している電子データの評価額情報を活用して法務局が登録免許税を算定できるようにするなど、申請者の利便性向上等を図ること。

#### <現状・課題>

不動産の所有権移転登記等を行う際、申請者は市町村（特別区においては都。以下同じ。）が発行した固定資産課税台帳登録事項証明書に記載された評価額により登録免許税を算定し、法務局へ納付することとなっている。

これにより、都においては不動産の所有権移転登記等を目的とした固定資産課税台帳登録事項証明書発行が年間約30万件あり、窓口及び郵送請求対応に多大な労力がかかっていると同時に、申請者にとっても負担が生じている。

一方で、地方税法第422条の3の規定により市町村から法務局に対し、電子データによる評価額情報の通知を行っているところであり、法務局が当該データを活用し、登録免許税の算定等を行うこととすれば、固定資産課税台帳登録事項証明書の添付が不要となり、申請者の利便性向上に資する。

#### <具体的要求内容>

不動産の所有権移転登記等を行う際は、地方税法第422条の3の規定により市町村から法務局へ通知している電子データの評価額情報を活用して法務局が登録免許税を算定できるようにするなど、申請者の利便性向上等を図ること。

#### 参 考

#### 【地方税法（昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号）】

（土地又は家屋の基準年度の価格又は比準価格の登記所への通知）

第四百二十二条の三 市町村長は、第四百十条第一項、第四百七条、第四百十九条第二項又は第四百三十五条第二項の規定によつて、土地及び家屋の基準年度の価格又は比準価格を決定し、又は修正した場合においては、その基準年度の価格又は比準価格を、遅滞なく、当該決定又は修正に係る土地又は家屋の所在地を管轄する登記所に通知しなければならない。

## 1 7 高圧ガス保安協会における免状交付手続の電子申請の導入

(提案要求先 経済産業省)  
(都所管局 環境局)

高圧ガス保安法等で指定されている免状交付委託先（高圧ガス保安協会）において、早期に免状交付手続の電子化に向けた措置を講じること。

### <現状・課題>

高圧ガスの製造や販売等の業務に必要な免状は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）等の規定に基づき、経済産業大臣又は都道府県知事が交付することとされているが、同法等に基づき、免状交付の事務は経済産業省令で定める法人（高圧ガス保安協会）に委託することができるとされている。

現在、同協会では経済産業大臣が交付する高圧ガス製造保安責任者免状並びに41道府県知事が交付する高圧ガス製造保安責任者免状、高圧ガス販売主任者免状及び液化石油ガス設備士免状の交付事務を受託しており、都も委託を検討しているが電子申請は導入されていない。

一方で、同協会は高圧ガス保安法等に基づく国家試験において、既に電子申請の仕組みを設けており、都も事務を委譲している。大半の受験者が免状の交付を受けるために必要な情報を、国家試験事務の電子申請において、既に入力している状況にある。

申請者への速やかな免状交付を実現させるためには、国家試験事務と免状交付事務を一体として電子で取り扱えるよう、免状交付事務についても電子申請を実現させる必要がある。

### <具体的要求内容>

高圧ガス保安法等に基づく免状交付について、国家試験事務と同様に、免状の交付手続の円滑化と申請者の利便性向上のため、高圧ガス保安協会が早期に免状交付手続の電子化が行えるよう、必要な措置を講じること。

## 1 8 指定給水装置工事事業者の指定等に係るD X の推進

(提案要求先 厚生労働省)  
(都所管局 水道局)

指定給水装置工事事業者の指定に関する諸手続について、今後のデジタルトランスフォーメーション（D X）推進に向け、必要な措置を講じること。

### <現状・課題>

指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）の指定の申請、指定の更新及び一部の変更の届出に当たっては、水道法施行規則第18条第2項第2号並びに第34条第2項第1号及び第2号により、法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票の写しを添えなければならないと規定されており、現行制度下では、申請者が各行政窓口で取得した原本の提出が必要である。

また、指定事業者の指定の申請、指定の更新及び新たな給水装置工事主任技術者の選任に当たっては、選任する給水装置工事主任技術者の給水装置工事主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付番号を確認するため、実態として、免状又は給水装置工事主任技術者証の原本の提示又は写しの提出を求めている。

### <具体的要求内容>

- (1) 指定給水装置工事事業者の指定に関する諸手続について、登記事項証明書又は住民票の写しを書面提出によらない方法が可能となるよう、必要な措置を講じること。
- (2) 水道法第25条の5第1項の規定により交付を受けている給水装置工事主任技術者免状の交付番号等について、水道事業体がオンラインで確認できるよう必要な措置を講じること。